

消費者委員会新開発食品調査部会
(第11回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第11回） 議事次第

1. 日時 平成24年12月19日（水） 13:59～16:44

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

（委員）

石綿委員、川戸委員、久代委員、栗山委員、清水委員、田島委員、
手島委員、戸部委員、山崎委員、山田委員

（説明者）

消費者庁 食品表示課

（事務局）

原事務局長、小田審議官、新開発食品担当

4. 議事

（1）開 会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉 会

《 1. 開会 》

○原事務局長 時間になりましたので、遅れておられる方がございますけれども始めさせていただきますと思います。

本日は年末のお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから「消費者委員会新開発食品調査部会」の第11回の会合を開催いたします。

本日は、川戸委員が遅れておいでになり、大野委員、寺本委員、徳留委員から御欠席との連絡をいただいておりますけれども、過半数に達しておりますので部会が成立しておりますことを御報告いたします。

参考人といたしまして、独立行政法人国立健康・栄養研究所から、食品栄養・表示研究室長の山内先生に御出席いただいております。

申請品の説明につきましては消費者庁食品表示課からお願いしたいと思います。

では、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

まずお手元の資料になりますけれども、議事次第の裏に一応配付資料一覧を載せております。

資料1といたしまして、「特定保健用食品の審査について（回答）」。

資料2といたしまして、新規諮問品目に関する「申請品概要資料」。

資料3は「新開発食品調査部会報告書（案）」。

資料4が「答申書（案）」。

資料5が「報告案件一覧表」。

参考資料として、「特定保健用食品一覧表」の平成24年11月5日の最新のものをおつけしております。

また、後ろのテーブルに各品目の審査申請書などの審議資料を御用意しておりますので、適宜ごらんいただければと思います。

不足の資料がございましたら、審議の途中でもお申し出をください。

なお、配付資料や審議内容については公開を前提としていない情報も含まれておりますから、お取り扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

では、田島部会長、議事進行をどうぞよろしくお願いいたします。

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

○田島部会長 では、審議に入る前に本日の審議品目に関して申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と申請資料に対する各委員の関与について確認しておきたいと思えます。

事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 申し合わせに基づいて、今回の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて事前に確認させていただいたところ、キッコーマン食品株式会社の「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」につきましては清水委員から申し出がございました。

また、申請資料に対する関与については該当する委員はいらっしゃいませんでした。

報告は以上です。

○田島部会長 申し合わせに基づいて寄附金等の受け取りや申請資料に対する委員の関与について事務局で確認したところ、清水委員は、キッコーマン食品株式会社の「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」につきまして意見を述べることはできますが、議決には加わらないということで御了承いただきたいと思えます。

(1) まめちから大豆ペプチドしょうゆ

○田島部会長 それでは、審議を行いたいと思えます。

では、継続審議品目のキッコーマン食品株式会社の「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」についてです。

平成24年11月6日に消費者委員会新開発食品調査部会部会長から消費者委員会委員長に対して平成21年12月9日付消食表第57号をもって諮問された「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」について意見照会をいたしました。意見照会した品目について平成24年11月20日、12月4日及び12月11日に開催されました委員間打ち合わせにおいて審議が行われ、消費者委員会委員長名で消費者委員会新開発食品調査部会部会長宛てに対して回答がございましたのでお知らせいたします。お手元の資料1をごらんください。

しょうゆという形態品目は特定保健用食品として認めることは差し支えないという回答ではございますが、附帯条件がついております。その附帯条件は2点ございます。

まず第1点目は、消費者が塩分を過剰に摂取することにならないよう、申請者に対し、血圧が高めの方は減塩が基本です等の摂取上の注意事項を明確に表示させること。

第2点目は、血圧が高めの方の食事は減塩が基本であることから、消費者がしょうゆを多量摂取することが望ましいことであるかのような誤解を招くことがないように、宣伝広告に当たっては申請者に対して十分配慮するよう伝えることというものでございます。

では、まず第1点目の摂取上の注意事項を明確に表示させることについて御意見をいただきたいと思えます。

それでは、御意見がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、この旨表示させるということで御了承願えますでしょうか。

次、2点目の、宣伝広告に当たり申請者に対して十分な配慮をするよう伝えることにつ

いて、消費者委員会新開発食品調査部会部会長から申請者に対し書簡をお渡ししたいと思います。

その主な内容を申し上げますと、新開発食品調査部会において審査を行い、その審査の過程でしょうゆという食品を特定保健用食品として認めることの可否について、食生活のあり方を踏まえ、表示内容や宣伝広告のあり方までを含め、さまざまな角度から委員間で議論を持ちました。貴社申請品は日本の食文化に欠かすことのできない調味料についてですが、血圧が高めの方の食事は減塩が基本であると考えております。つきましては消費者がしょうゆを多量摂取することが望ましいことであるかのような誤解を持つことがないように、本申請品の宣伝広告に当たっては十分な御配慮のほどよろしくお願いいたします。

という内容になっております。

○食品表示課 消費者庁食品表示課です。1つよろしいでしょうか。

1つ目のほうの血圧が高めの方の食事は減塩が基本であるという点についてです。申請資料概要版のイに表示見本がございまして、これは既に書かれているのですが、さらなる対応が必要ということになるのでしょうか。

○田島部会長 摂取上の注意のところですね。

○食品表示課 現状、摂取上の注意の2.に記載されております。

○田島部会長 事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 一応強調することという委員会からの御回答がございまして、ここに2.ということではなく、一番上にさらにこれを際立たせる方法をとられるのがよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○田島部会長 今、事務局のほうから御回答がありましたけれども、文言としては2.に書かれておりますが、2番目では見落とす可能性があるもので、1番目に持ってきてより消費者にとってわかりやすく表示していただきたいということでございます。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 明確に表示させることということで、1番とか2番とかではなくて別枠というふうにこれを読んでいたのです。2.を1.にするということではなくて、別途明確にという。基本はできるだけ使わないほうがいいわけですから、これは特別例外的ということをしつかり伝えていただくのであれば本来認可対象ではないと思っているので、そうお願いできればなと思います。

○田島部会長 ありがとうございます。

事務局のほうはどうですか、別枠にするというような。

○事務局 既に血圧が高めの方は減塩が基本ですというのが書かれていることは了承しておりまして、明確にといったときには幾つか案がございまして、もちろん2番目に書いてあるものを1番目にするとか、栗山委員がおっしゃったように全く別項目を新たに立てるとか、活字を大きくするとか、いろいろな工夫があるだろう、それから、実際に今、ある表示項目とはまた違う非常に自由に書いていい表現の部分がありますけれども、そういっ

たところの活用も十分考えられるのではないかとということで、委員間打ち合わせでも限定してこれという話をしたわけではありません。ただ、やはりより明確に消費者に伝わるようにしていただきたいという趣旨ではあります。

○田島部会長 どうぞ、久代委員。

○久代委員 本食品の摂取目安量は、日本での調理と食卓で使用されている平均的な量で設定されています。もし、調理をしない人が本食品を使用する場合は、主に食卓で使用すると想定されます。その場合、効果が期待できる摂取目安量を摂ろうとすると、通常の食卓での使用量より増えてしまうことが危惧されます。その点についても討議されたのでしょうか。

○田島部会長 委員間打ち合わせではそれを含めて討議しております。

○事務局 委員間打ち合わせでも3回くらいの議論をさせていただきました。

○田島部会長 それでは、山崎先生。

○山崎委員 一つの案としては、一番正面のところと四角で囲ってある「いつものしょうゆに置きかえて」とありますね。そこよりも前に入れるのがいいのかなと思います。

○田島部会長 四角に囲んでですか。

○山崎委員 そうです。

○田島部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

真ん中のところが多分正面になるのですね。ですので、正面の一番目立つところに表示すべきという御意見です。

どうぞ、手島委員。

○手島委員 あとは同じく正面のところになるのですけれども、今、四角で囲った左側「いつものしょうゆに置きかえて1日8mlを」と書いてあるのですが、右側の「目安量を守って」というところを「血圧が高めの方の食事は減塩が基本です」という表現に変えることは可能でしょうか。

○田島部会長 そのほうがいいですか。

○山崎委員 そうですね。

○田島部会長 やはり一番正面になるところに出すということですね。

ほかに御意見はございますか。

ほかに御意見がなければ、どうでしょう。この部会から申請者に提案するという形をとらせていただくということでよろしいでしょうか。

○事務局 そうすると、提案して消費者庁からお伝えいただいて、また部会長一任ということでの了解、その修正ができればいいということでもよろしいですか。

○田島部会長委員 はい。消費者庁から申請者に。

○事務局 そうです。お願いします。

○久代委員 8mlのパックで売られるわけですね。

○事務局 確認します。

○戸部委員 ついでに「開栓後の量」ではなくて多分「開封後」だと思います。

○事務局 そうですね、それも確認します。

○栗山委員 これが8 mlのものになったときには当然パッケージの大きさとか、正面とかが変わりますね。

○久代委員 提案なのですけれども、パックに示されている取り扱い上の注意がとても読みにくいのです。もう少し工夫してこれを大きく読みやすくしていただいたほうがいいかと思います。

○川戸部会長代理 このパッケージには4 mlを2つと書いてある。だから4 mlですね。1日当たり4 ml掛ける2と書いてあります。

○山崎委員 内容量は8 mlと書いてあります。

○食品表示課 今の点について補足させていただきます。

小袋入りにするよという部会からの指摘を受けて、申請者からは、8 mlの小袋と、例えば豆腐と納豆の様な2つの食品に使えるよよというここと、4 mlの小袋を2つ使うという2種類の形態を再提案されているという状況でございます。

○田島部会長 それではよろしゅうございませうか。一面といひませうか、正面のところに四角の枠の中に2番の「血圧が高めの方」と。

○山崎委員 箱はそれでできているのですけれども、小袋はどうしますか。

○田島部会長 小袋は表示はさせるのですか。

○山田委員 可能かどうかわからないですけれども、正面だったら1つの案として「大豆ペプチドしょうゆ」のところの字を小さくしていただいて、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の上に小さな字で書いていただくくらいは提案可能かもしれないです。

○田島部会長 小袋にも欲しいですね。小袋にも表示、商品名の「大豆ペプチドしょうゆ」を少し小さくして、あとは少し大きく。

○栗山委員 先生のおっしゃるとおり、言ってみれば一番問題のある人が見るのは小袋くらいのもので、この箱は調理する人が見るものです。

○田島部会長 では、申請者に対して消費者庁を通じて伝達をします。

○事務局 摂取上の注意のところの活字が小さいというお話が出ておりましたから、2のところを移動させるのだとここの活字ももう少し大きくできるのではないかということですね。久代委員でしたか、御発言がありましたね。

○久代委員 はい、より見やすい大きな字で表示するたほうがいいかと思ひます。

○田島部会長委員 文字数が減るから活字を大きくすることが可能になります。

○田島部会長委員 表示をより明確化するよよという条件をつけて認めたということにさせていただきますかと思ひます。

(「はい」と声あり)

○田島部会長委員 ありがとうございます。

(2) カルシウム入りケフィアクッキー

○田島部会長 それでは、新規諮問品目に進みたいと思います。

日本ケフィア株式会社の「カルシウム入りケフィアクッキー」についてでございます。
では、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 よろしくをお願いいたします。

資料2の1ページをごらんください。

商品名は「カルシウム入りケフィアクッキー」。

申請者は日本ケフィア株式会社でございます。

保健の用途といたしましては、「この食品はカルシウムを豊富に含みます。日ごろの運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、年をとってからの骨粗しょう症になるリスクを低減するかもしれません」となっています。

関与成分といたしましてはカルシウム。

1日当たりの関与成分量としては450ミリグラムとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「1日1袋(22グラム)を目安にお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「一般に疾病はさまざまな要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗しょう症になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は医師に相談してください」となっております。

食品形態はクッキーとなっております。

本申請につきましては、カルシウムの疾病リスク低減表示の申請となっておりますので、先ほど申し上げました保健の用途、摂取をする上での注意事項は定型文となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

関与成分がカルシウムなので、特保の分類としては疾病リスク低減型の商品となります。御審議のほどお願いいたします。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 この申請品につきましては、有効性はもう既に疫学的調査がいろいろなところから出ているので、今までに何度も似たような商品が出ています。第二調査会で問題になったのは商品名でございました。最初はカルシウムが先に来ていたのです。「カルシウム入りケフィアクッキー」ということで、ケフィアというのはヨーグルトの類似の乳酸菌でつくられるものですが、消費者に対してケフィアという製品が骨に対して有効性を示しているというようなことをやらせないように、ケフィアクッキーからケフィアにカ

ルシウムが入っていますという形で名前を変えていただいた経緯があります。

あとのほかの問題に関しては、安全性等ということでは、審査をした結果、特に問題はございませんでした。

以上です。

○田島部会長 調査会での議論の御披露でございます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては当部会として了承したいと思います。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

(3) 「キシリトールガム <エアミント>」

(4) 「キシリトールガム <ブラックベリーミント>」

(5) 「キシリトールガム <テイスティミント>」

○田島部会長 続きまして、既許可類似品でございます。

最初の品目が「キシリトールガム」の3品でございます。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 資料2の3ページをごらんください。

商品名は「キシリトールガム <エアミント>」「キシリトールガム <ブラックベリーミント>」「キシリトールガム <テイスティミント>」となっております。

申請者は株式会社ロッテでございます。

味違い品であるため、3品まとめて御説明いたします。

保健の用途といたしましては、「このガムは虫歯の原因にならない甘味料（キシリトール及びマルチトール）を使用しています。また、歯の再石灰化を増強するキシリトールフクロノリ抽出物（フノラン）、リン酸一水素カルシウムを配合しているのので、歯を丈夫で健康に保ちます」となっております。

関与成分と1日摂取目安量当たりの関与成分量といたしましては、キシリトール6.8グラム、マルチトール6.6グラム、リン酸一水素カルシウム42ミリグラム、フクロノリ抽出物がフノランとして21ミリグラムとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「1回に2粒を5分かみ、1日7回を目安にお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「一度の多量に食べると体質によりおなかが緩くなる場合があります」となっております。

食品形態はチューインガムとなっております。

本申請につきましては、許可番号946番「キシリトールネオ <ピンクミント>」と関与

成分、表示内容、1日摂取目安量が同一となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

既許可類似品で、キシリトールも虫歯になりにくいということは既に多くの論文等がございます。今回申請のあったのは風味がそれぞれ違うといったものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 この製品につきましても第二調査会で議論いたしました。基本的にはいろいろな種類が今まで出ているものですが、申請者が新しく申請したのは糖アルコールの割合配合を変えたということです。基本的に糖アルコールの作用は、虫歯菌が代謝をして口の中で乳酸等を作成してpHが下がることでもって虫歯になりやすい、一因となるのですけれども、糖アルコールの場合にはそういう代謝がされないので虫歯にならない。その場合にキシリトールとマルチトールの量を変えたことによってどう寄与する、割合がどう違うかなどを議論いたしました。基本的には同等性ということが言える。ただ、申請者が示した場合には、キシリトールについてこれまで提出していた有効性の試験結果が余り明確ではなかったもので、それについてもう一度対照試験を行っていただいて、そこで説明してもらったという経緯で1、2度指摘をいたしましたけれども、その結果をもって有効性は認められるという判断をいたしました。

以上です。

○田島部会長 ありがとうございます。

調査会での審議の経過の御説明を補足いただきました。

どうぞ、手島委員。

○手島委員 安全性とは直接関係しないのですけれども、このガムは1日7回ということになりますと、なかなか7回いつかむのかというのは、7回いかないこともあるかと思うのですけれども、時間的には大体どういうときというのは決められているのでしょうか。

○山田委員 多くがガムの類いはかんで20分くらいということなのですが、最初のころ実験条件のとおりにして、そのほかの食べ方をするとどうなのかわからないということで、比較的詳しく1日に2粒を5分くらい、7回というのは食前・食後、これは5分と書いてありますけれども、もっと長くかんでいたのもあると思います。途中、このような表現は実際的ではないから、例えば1日当たりの目安量を表現する場合にもっと簡単にした場合があります。ですから、ここの目安量は少し幅があるのではないかと考えています。

○田島部会長 目安量1日に7回というのは、では6回ではどうなのかわからないという議論にはなりにくいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、戸部委員。

○戸部委員 もうこれは味違いということなので、今、ここでお伺いすることではないのかもしれないのですけれども、原料の中にヘスペリジンがあるのですけれども、これは由来は何なのですか。というのは、別の製品で使われていたヘスペリジンはオレンジ由来だったのでアレルギーの表示をしましょうというお話があったと思うのです。

○田島部会長 当然ヘスペリジンですからかんきつ由来ではあると思うのですが、申請書類に書いてありますか。

消費者庁のほうはヘスペリジンの原材料はわかりますか。

○食品表示課 後ほど確認いたします。

○山崎委員 一般論でよろしいですか。

ヘスペリジンは食品添加物になっていますので、申請資料に原料は何かというのが書いてあったかどうかわかりませんが、かんきつ類が原料であることは間違いありません。

○田島部会長 どうですか、よろしゅうございますか。

栗山委員。

○栗山委員 済みません、アレルギーなのにそこに気がつかなかったのですが、一般論でないのがアレルギー患者でもあると思うので、実験するかどうかは別として、そちらの専門の先生もいらっしゃるので、確認作業はしていただければと思います。

○田島部会長 ヘスペリジンの原材料の由来を申請者に確認するという作業は、消費者庁のほうからできますね。それでもしオレンジ由来だったら、義務表示はないのですけれどもやはり表示にアレルギーの原因のある食材としてオレンジを表示させたほうがよろしいのでしょうか。一度申請者にヘスペリジンの原材料の由来を聞いてみたらどうでしょうか。

○山崎委員 食品添加物製品の原料を上流の食品添加物製造企業にまでさかのぼって追跡することは難しい場合があります。海外製品の場合などです。最終食品製造企業は食品添加物企業から一定の品質が確保された製品を購入すればよいので、食品製造企業が食品添加物の原料までは把握していないことはあり得ます。

○田島部会長 なるほどね。食品添加物として安全性が確保されていれば、その食品添加物を使用した製品については安全性が担保されるという論理ですね。

さて、困りましたね。

石綿委員。

○石綿委員 これの次に出てくるものでも、飲料の「スタイリー炭酸水」にもヘスペリジンが使われているのですけれども、これには原材料表示で「ヘスペリジン（オレンジ由来）」と書いてあります。ただ、目的が全然違いますからこれと同じにしろというわけではないけれども、一応これには由来は書いてあります。ただ、こちらは脂肪ですから話が違ふと思いますけれども、一応そういうふうになっているということです。

○田島部会長 「スタイリー」の場合は関与成分がヘスペリジンですから、それで表示をしたのだと思います。

山崎委員のおっしゃったように、追跡が不可能ならば申請者に問い合わせても明確な回答は得られないと思います。

○山崎委員 回答が得られない場合がありますよということを御承知いただいた上で問い合わせるのがいいかと思います。

○田島部会長 せっかくの消費者委員会ですから念には念を入りたいので、やはり一応由来は問い合わせしておいたほうがよろしいと私はと思いますが、委員の先生方はどうですか。

○山崎委員 今の問題ですと、ヘスペリジンという製品に関してオレンジ由来のたんぱく質が入っているかどうかを調べるような抗体はありますか。DNAは入っていないと思うので、PCRで見ることは多分無理だと思うのです。

手島先生、わかりますか。

○手島委員 市販のものがあるかどうかは正確には知らないのですが、研究的に調べている人はいると思うのです。

○田島部会長 たんぱくが残っているかどうか追跡しようがないという話ですね。

○山田委員 そこまで気づかなかったのですけれども、ヘスペリジンを入れたのはこれが最初ですか。前から入っていますか。前から入っているのであれば、申請者にこれまでアレルギーのクレームのようなものがあつたかなかつたか、そういうデータを尋ねるのは大切なことだと思います。

○石綿委員 従来型のものをたまたま今、持っていたのですけれども、これの成分を見ると「ヘスペリジン」と書いてあります。既に入っていますね。

○田島部会長 そうすると、それもあわせてこれまでずっと市販してきて消費者からアレルギー症状を呈した苦情があつたかどうかということを申請者に確認することも必要だということですね。

栗山委員。

○栗山委員 そのときに多分消費者のほうはこれが原因でこうなつたと思いますとは言えないので、1つの成分を上げてこれに関してクレームがあつたかどうかではなくて、この製品についてそういうことがあつたかどうかという形で確認をお願いできたらと思います。

○田島部会長 そのとおりですね。

それでは、取り扱いはどうしますか。回答を得てから認めるということで、その判断は部会長に一任させてもらえますか。多分軽微な話だと思いますので、継続審議にするほどのことではないと思います。責任持って私が資料を確認いたしますので、申請者に問い合わせさせていただいて、その結果を私に報告していただいて、私が判断するという事によろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、今、言ったような取り扱いをしたいと思います。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

(6) 「DHA入りリサーラソーセージ やさしい塩味」

(7) 「DHA入りリサーラソーセージ コンソメ風味」

○田島部会長 続きまして、「DHA入りリサーラソーセージ」ですね。

御説明をよろしく申し上げます。

○食品表示課 資料2の13ページをごらんください。

「DHA入りリサーラソーセージ やさしい塩味」と「DHA入りリサーラソーセージ コンソメ風味」となっております。

申請者は株式会社マルハニチロ食品となっております。

保健の用途といたしましては、「本品は血清中性脂肪を低下させる作用のあるドコサヘキサエン酸（DHA）とエイコサペンタエン酸（EPA）を含んでいるので、血清中性脂肪が気になる方に適した食品です」となっています。

関与成分と1日当たりの関与成分量といたしましては、DHA850mg、EPA200mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「1本（50g）を目安にそのままお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「本品は高脂血症の治療薬及び予防薬ではありません。治療中の方は医師に御相談ください」となっております。

食品形態はフィッシュソーセージとなっております。

本申請につきましては、許可番号1008番「DHA入りリサーラソーセージ」と栄養成分、関与成分、表示内容、1日摂取目安量が同一となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

許可品1008番のものと風味違いのものが2点でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

これは調査会は寺本先生のほうなのかな。山田先生のほうではないですか。

○山田委員 私ではないです。

○田島部会長 寺本先生はきょう御欠席なので、調査会の御報告はお伺いできません。

DHAは関与成分としては定評のあるものでございますのでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○田島部会長 ありがとうございます。

(8) オリゴプラスコーヒー

○田島部会長 続いて、「オリゴプラスコーヒー」でございます。

御説明をよろしくお願いたします。

○食品表示課 資料2の17ページをごらんください。

商品名は「オリゴプラスコーヒー」。

申請者は味の素ゼネラルフーズ株式会社となっております。

保健の用途といたしましては、「本品は脂肪の吸収を抑えるコーヒー豆マンノオリゴ糖を配合しているため、体脂肪が気になる方に適しています」となっています。

関与成分といたしましては、コーヒー豆マンノオリゴ糖。

1日摂取目安量当たりの関与成分量といたしましては、マンノビオースとして3.0gとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「お食事の際に1日1本(185g)を目安にそのままお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は「飲み過ぎあるいは体質、体調によりおなかが緩くなる場合があります」となっております。

食品形態は清涼飲料水となっております。

本申請につきましては、許可番号767番「ブレンディ香るブラック低糖タイプ」、許可番号1024番「ブレンディ香るコーヒーアンドミルク」、許可番号1044番「ブレンディプラス」と関与成分、表示内容、1日摂取目安量当たりの関与成分含有量が同一となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

許可品1044番と類似のものでございます。御審議のほどお願いたします。

これもオリゴ糖は関与成分として非常に広く使われているものでございます。

どうぞ。

「オリゴプラスコーヒー」を御承認いただけますか。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

(9) 「ブレンディデイリーサポート微糖タイプ」

(10) 「ブレンディデイリーサポートブラック甘さなし」

○田島部会長 今度はやはり関与成分が同じマンノオリゴ糖の製品でございます。

御説明のほどよろしくお願いたします。

○食品表示課 資料2の23ページが微糖タイプ、32ページがブラック甘さなしタイプとなっております。両方一緒に説明させていただきます。

商品名は「ブレンディデイリーサポート微糖タイプ」と「ブレンディデイリーサポートブラック甘さなし」。

申請者は味の素ゼネラルフーズ株式会社となっております。

保健の用途といたしましては、「本品は、コーヒー豆マンノオリゴ糖の働きによりビフィズス菌を適正にふやして腸内環境を整えるので、おなかの調子に気をつけている方に適しています。また、本品はコーヒー豆マンノオリゴ糖の働きにより脂肪の吸収を抑えるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

関与成分といたしましては、コーヒー豆マンノオリゴ糖。

1日摂取目安量当たりの関与分量といたしましては、マンノビオースとして3.0gとなっております。

1日当たりの摂取目安量といたしましては「お食事の際に1日300ミリリットルを目安にそのままお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は「飲み過ぎあるいは体質、体調によりおなかの緩くなる場合があります」となっております。

食品形態は清涼飲料水です。

本申請につきましては、許可番号1337番「インナーウォータースパークリング」と関与成分、表示内容、1日摂取目安量当たりの関与分量が同一となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田島部会長 それでは、改めて山田委員。

○山田委員 当初はおなかの調子は1日摂取目安1gで申請され、それに対する有効性の研究報告がありました。今回は脂肪の吸収を抑えることも、1つの製品で両方のということが出されたもので3g。ですから、安全性を調べる場合には約3倍して9gということなので、そのときのいわゆるとり過ぎによる副作用みたいなものということで議論はしました。その結果では特に大きな問題はないという点で了承しました。

もう一点は、ダブルクレームの場合で保健の用途の文言が、皆さんのほうの一番上に2つ「脂肪の吸収を抑えます」というキャッチコピーと「腸内環境を整えます」というキャッチコピーをものすごく大きく書いていたのです。点で打っていました。そうするといかにもお薬のような表現が強く感じられたので、その言葉を小さくするという指摘を行いました。一番最初のところの「・脂肪の吸収を抑えます」「・腸内環境を整えます」という点が非常に強調されていたので、それをもう少し小さくするというのと、下に書いてある「食事バランスを」というところが相対的に落ちないように、下にならないようにという指摘を調査会からは行いました。

これは前のときからもあったのですけれども、1日摂取目安量の300mlがなかなかわかりづらいということで、確認の意味ですけれども、真後ろになるのでしょうか、半分だと500cc

ですけれども300ccはわかりにくいので、300ccのところにはここまでが300ccですという矢印が書かれていましたので、そういう形で表示の上からは了承いたしました。

以上です。

○田島部会長 ありがとうございます。

御意見を。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 ちゃんと読めばわかるのですが、ちょっと教えてください。

コーヒー豆マンノオリゴ糖というのはコーヒー豆そのものに入っているのでしょうか、それとも添加したものの、または全く別のものですか。

○山田委員 コーヒー豆から抽出されてきたものです。マンノースというブドウ糖の異性体なのですけれども、それが2つついた二糖類です。こんにゃくの中に含まれているグルコマンナンの中にもマンノースが入っているのですけれども、それが2つついたものですからマンノビオースとしてはかる。あるいはマンノオリゴ糖ですから3つついたり、4つついたりしています。ただ、測定としてはHPLC等ではかるので、そのような形としてはかりますということです。

○栗山委員 ありがとうございます。

それはコーヒー豆とかコーヒーとかそれ自体を飲んでも影響しないもので、それを抽出して入れるというか、抽出したからこそ出てくる効果ということですね。

○山田委員 コーヒー豆、ごく普通に私たちが飲むコーヒーの量の中にはそんなにたくさん入っていません。コーヒーという自然界にあるもので消化されないものを技術的に濃縮して取り出して、それを難消化性のオリゴ糖として使用したものです。

○栗山委員 コーヒーは、いわゆる我々のような科学的にわからない人間からいうと、飲んだほうが害にならないとか、飲むと何とかになるとか、心筋梗塞のあれが下がるとか上がるとか、そんなものがころころ変わっているものなのです。論文ごとに評価が違うとか、長いスパンで見ると効果があったというものがそれほどの効果ではなかったみたいな言われ方をしているものなので、特別にそれを加えることによってこの効果が得られて、悪い部分がないというのであれば特に申し上げることはないのですが、そういう方面からコーヒーをどう評価していくのかとか、コーヒー自体は問題が解決していなくてもこういうものであれば大丈夫とか、そこら辺のことはどうなのでしょう。私が言うようながんにどうかとか、あれがどうかというのは、いわゆる一般のニュースになる程度のレベルでしか理解しておりません。論文を検討してということではございません。

○山田委員 栗山委員が言われたように、コーヒーというものに対してのいろいろなイメージをダブらせてということもあるのですけれども、コーヒー豆マンノオリゴ糖あるいはコーヒー豆オリゴ糖という名称で本当の最初ときは申請されたのです。そうしますと、コーヒー豆というものが余りにも強く前に出過ぎてよく見えなくというか、判断しにくくなるので、その当時はコーヒー豆オリゴ糖ではなくてマンノオリゴ糖、マンノースという

ものが、これも一般消費者にはわかりにくい言葉かもしれないですけども、科学的にはより想像しやすいような名称に変えていただいた経緯があります。そして、測定はマンノビオースとしてということを書き込んでくださいと。そうすると、コーヒーという全部入った食品というよりも、そこから抽出された、ほかの物質はかなりきれいになったもので、糖だけを抽出してきたというところで、安全性に関しては一定の方法で検討というか、検査して、それには異常がなかったものです。

○栗山委員 ありがとうございます。

○田島部会長 ありがとうございます。

コーヒーは昔からいろいろなことを言われているとは確かでございますが、特定保健用食品としても安全性はもちろん十分に検討しておりますので、その辺は安心してよろしいのだと思います。

どうぞ。

○石綿委員 商品名で「微糖タイプ」と「ブラック甘さなし」という2つあるのですけれども、「微糖タイプ」は糖を入れているのではなくて、アセスルファムとスクラロースで、糖質はどちらも2.9gなのです。カロリーも21ですか。問題は「糖」という言葉が使えるのかどうか。私は問題があるかなという感じがします。「微甘」などという言葉はないか。何というのかわかりませんが、要するに「糖」という言葉を使っていいかどうか。甘みという意味だろうと思うのです。

○田島部会長 これは消費者庁にお答え願いたいと思います。

○山田委員 微糖や糖が少ないというのは明確な栄養表示基準ではないですね。糖に関しては、「微」とか「ゼロ」というのは。

○田島部会長 忘れましたけれども、糖質も基準があります。

○山田委員 ただ、その場合にマンノオリゴ糖でも二糖類までは消化吸収されなくてもさかれても糖に入るのです。消化吸収されない三糖以上は食物繊維に入るのです。その近くのきわどいところで、私も判断は消費者庁のほうからのほうが正確だと思います。これはもう幾つかの矛盾点もあるのですけれども、甘いことと糖ということは少し乖離している部分があるのも事実なのです。そこは私よりも担当からのほうが正確だと思います。

○田島部会長 よろしいですか、どうぞ。

○石綿委員 二糖類のマンノビオースのことではなく、それはどちらも含量は同じですから、私の言っているのはそれに対しての微糖とか甘さなしという意味ではなくて、糖類一般、甘さ一般の話です。

○田島部会長 「微糖」という表現が適切かどうかというのは、むしろ消費者庁の食品表示課の話ですね。

○石綿委員 今、ここで結論が出なくても、栄養表示基準に沿って検討していただいて、その結果で結構だと思います。

○食品表示課 確認しておきます。

○田島部会長 もちろん申請者さんも十分その辺は確認してこの表現をしているのだと思いますけれども、もう一度確認のため消費者庁でもって「微糖」という表現が食品表示の面からいって妥当性があるのかどうかをしっかりと確認しておいてくださいというふうに希望いたします。

そのほかの点でいかがでしょうか。

それでは、本品につきましては「微糖」という表現を消費者庁のほうで確認した上で了承したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

(11) スタイリー炭酸水 レモン味

○田島部会長 続いて、伊藤園の「スタイリー炭酸水 レモン味」ですね。

御説明をよろしく願いいたします。

○食品表示課 資料2の41ページをごらんください。

商品名は「スタイリー炭酸水 レモン味」。

申請者は株式会社伊藤園です。

保健の用途といたしましては、「本品は血中の中性脂肪を減らす作用のあるモノグルコシルヘスペリジンを含んでおり、中性脂肪が高めの方や脂肪の多い食事をとりがちな方に適しています」となっています。

関与成分といたしましてはモノグルコシルヘスペリジン。

1日摂取目安量当たりの関与分量といたしましては340mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は「500mlを1日1回1本を目安にお飲みください」となっております。

摂取をする上での注意事項は「多量に摂取することにより疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません」となっております。

食品形態としては炭酸飲料となっております。

本申請につきましては、許可番号1339号「スタイリーウォーター」、許可番号1340号「スタイリースパークリング」の類似品となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

ヘスペリジンでございます。ついこの間承認をしました「スタイリーウォーター」に新たに風味を変えたものを今回申請したものでございます。御審議のほどお願いいたします。どうぞ。

○栗山委員 ついこの間の議題なのですが、今さらながら「脂肪の多い食事をとりがちな方に適しています」というのが気になるのです。これはこの前もこうでしたか。済みません、物覚えが悪くて何回も言うのかもしれませんが。

○田島部会長 一覧表がありますね。その表によると、既許可品は何番でしたか。

○食品表示課 一覧表の56ページをごらんください。一番下の2つが「スタイリーウォーター」と「スタイリースパークリング」になっております。

○田島部会長 そういうことでございます。

ほかに御意見はございますか。

これはちゃんとオレンジ由来とはっきり書いてありますね。これは添加物でなくて原材料で、自分で調製したもので由来がはっきりしているからオレンジ由来と書ける。

御意見がないようですので、本品目につきましては本部会でもって了承とさせていただきますと思います。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

(12) 「ヘルシアスパークリング」

(13) 「ヘルシアスパークリング 白ぶどう」

○田島部会長 続きまして、「ヘルシアスパークリング」の御説明をよろしくお願いたします。

○食品表示課 資料2の57ページと67ページにございます。

商品名は「ヘルシアスパークリング」「ヘルシアスパークリング 白ぶどう」。

申請者は花王株式会社です。

保健の用途といたしましては、「本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

関与成分は茶カテキン。

1日摂取目安量当たりの関与分量は540mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量といたしましては「1本を目安にお飲みください」となっております。

摂取をする上での注意事項は「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては飲み過ぎるとおなかが緩くなる場合があります」となっております。

食品形態は炭酸飲料です。

本申請につきましては、許可番号1069号の「ヘルシアスパークリング」の類似品となっ

ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

「ヘルシアスパークリング」の風味を変えた製品でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

御意見はございませんか。

どうぞ。

○栗山委員 これに関する御意見がなかったら、最後の質問でいいのですが、これだけに関するだけでなく、例えば「体質や体調によっては飲み過ぎるとおなかが緩くなる場合があります」というときには、緩くなっても飲み続けて大丈夫なのか、あるいは緩くなる人はやめたほうがいいのか、そこら辺はどうなのでしょう。今さらの質問で済みません。

○田島部会長 誰かお答えできる方はいらっしゃいますか。

山田委員。

○山田委員 緩くなるのであればその場はやめたほうがいいと思います。ただ、10日とか2週間かけて少しずつ飲むようなことで、おなかの腸内細菌が、ごく普通の難消化性の糖質に限ってですが、糖質を処理しやすい環境に徐々に変わっていくために長く飲み続けていると、だんだんと量が多くなってもおなかの調子というか、いわゆる下痢などにはなりにくい状態になるといろいろなデータが示されています。でも、最初に飲んで下痢をしているのにずっと飲み続けるのはごく一般的な考えではないのでしょうか。

○栗山委員 下痢と書いてあれば、下痢というのは症状として出ているものという感じがするのですが、緩くなるというのは、緩くなるのを期待してという方々が世の中には結構いる。

○山田委員 便秘がちな人という場合には少し柔らかい便という形で、それを期待して例えば牛乳を少し多目に飲むとおなかの調子がよくなるかそういうこともあって、両方の使い方があるのかもしれないです。

○栗山委員 ごめんなさい、本当に番外編で申しわけありません。ここに書いてあるのは、下痢という症状でなければ特にだからどうするという必要はない程度ということですね。

○山田委員 そうです。

○栗山委員 ありがとうございます。

○田島部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、本品につきましてはこの部会として了承したものとさせていただきますと思います。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

《 報告書案、答申書案の確認 》

○田島部会長 以上で既許可類似品も終わりました、全体を振り返りますと、キシリトールガムの3品がヘスペリジンにつきまして申請者に確認を求めて、その後に部会長判断でもって承認するかどうかを決めるということでございますので、本部会では承認は見送られるということでございます。

そういうことで、資料3の報告書(案)がございしますが、読み上げますと、消費者委員会委員長河上正二宛てで、私の名前でもって発出するという事です。

「新開発食品調査部会報告書

以下の13品目について審議し、別記のとおり議決したので報告します」。

「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」はよろしいですが、次の「キシリトールガム」を削除して、続いて「カルシウム入りケフィアクッキー」「DHA入りリサーラソーセージ」については承認したということにさせていただきます。

別記でございます。

「審議経過」「平成24年7月18日付消食表第286号により諮問された『カルシウム入りケフィアクッキー』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年12月21日8月23日の新開発食品第二調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

次のパラグラフ「平成24年10月24日付消食表第430号により諮問された『DHA入りリサーラソーセージ やさしい塩味』『DHA入りリサーラソーセージ コンソメ風味』『オリゴプラスコーヒー』『スタイリー炭酸水 レモン味』『ヘルシアスパークリング』『ヘルシアスパークリング 白ぶどう』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年11月19日の新開発食品第一調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

次のパラグラフ「平成24年10月24日付消食表第430号により諮問された『ブレンディデイリーサポート微糖タイプ』『ブレンディデイリーサポートブラック甘さなし』の安全性及び効果について別添のとおり平成24年11月19日の新開発食品第二調査会、平成24年11月19日の新開発食品第一調査会において審議を行い、その結果を踏まえ平成24年12月19日に開催された新開発食品調査部会において審議を行い、『2. 審議結果』のとおり議決した」。

「2. 審議結果」。

「以下の13品目」これを「以下の9品目」とします。「以下の9品目については特定保健用食品として認めることで差し支えない」。

「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」、キシリトールの3品は外して、続いて「カルシウム入りケフィアクッキー」「DHA入りリサーラソーセージ やさしい塩味」「DHA入りリサーラソーセージ コンソメ風味」「オリゴプラスコーヒー」「スタイリー炭酸水 レモン味」「ブレンディデイリーサポート微糖タイプ」「ブレンディデイリーサポートブラッ

ク甘さなし」「ヘルシアスパークリング」「ヘルシアスパークリング 白ぶどう」。

別表につきましては諮問を受けた品目だから訂正しなくていいのですね。

以上でございますが、間違いはないでしょうか、よろしゅうございますか。

では、今、読み上げたとおり消費者委員会委員長宛てに報告したいと思います。

○事務局 確認をさせていただきたいのですけれども、「ブレンディデイリーサポート微糖タイプ」の「糖」の部分なのですけれども、こちらは消費者庁のほうで食品表示の妥当性について確認するという事なのですが、この扱いについては部会長一任という形でのよろしいでしょうか。

○田島部会長 微糖については、本当は事務的な確認にすぎないので御了承いただいたものとして進めさせていただくということでございます。

ありがとうございました。

本日部会で議決した内容につきましては新開発食品調査部会設置運営規定第8条に基づき、消費者委員会委員長の同意を得て委員会の議決となります。その上で内閣総理大臣へ答申を行うこととなりますが、答申書（案）については事務局のほうから確認をお願いいたします。

○事務局 資料4によって答申書に沿って御説明させていただきたいと思います。

平成21年12月9日付消食表第57号、平成24年1月27日付消食表第20号、平成24年7月18日付消食表第286号及び平成24年10月24日付消食表第430号をもって諮問された品目のうち、別添記載の9品目の安全性及び効果申請について下記のとおり答申します。

まず「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」は、表示をより明確化するようにすること。部会長にご確認をいただきます。

「キシリトールガム <エアミント><テイスティミント><ブラックベリーミント>」につきましては、アレルギー症状が発症した事例がないか事業者を確認するという事で部会長のもとで決定するという事で一応外させていただきます。

「カルシウム入りケフィアクッキー」につきましては、このまま答申書の内容といたします。

「DHA入りリサーラソーセージ やさしい塩味」「DHA入りリサーラソーセージ コンソメ風味」「オリゴプラスコーヒー」「スタイリー炭酸水 レモン味」「ブレンディデイリーサポート微糖タイプ」「ブレンディデイリーサポートブラック甘さなし」「ヘルシアスパークリング」「ヘルシアスパークリング 白ぶどう」もこのまま原案のとおりとさせていただきます。

御報告は以上です。

○田島部会長 ありがとうございました。

そういうことで、報告書（案）のとおり答申書も9品目だけを今回答申するという事で、内閣総理大臣宛てに答申したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

《 3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可） 》

○田島部会長 続きます、報告品目がございます。お手元の資料5にございます。

まず消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 前回の部会以降、10月24日と11月5日に許可した品目のうち、規格基準型及び再許可等の6品目について御報告いたします。資料5をごらんください。

まず1番目と2番目です。

申請者は株式会社東洋新薬です。

商品名は「九州育ちの美味しいケール青汁」「おなかに笑顔おいしい青汁」です。

許可番号815番「うららかケール青汁」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては粉末清涼飲料です。

相違点といたしましては商品名でございます。

続きます、3番目です。

申請者は株式会社東洋新薬です。

商品名は「若葉香る大麦若葉茶」です。

許可番号1242号「喜々大麦若葉茶」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては粉末清涼飲料です。

相違点といたしましては商品名でございます。

4番目、申請者は日本クラフトフーズ株式会社です。

商品名は「リカルデントホワイトミント」です。

許可番号1274号「リカルデントホワイトクリアミント」の再許可品でございます。

食品形態といたしましてはチューインガムです。

相違点といたしましては商品名でございます。

5番目、申請者はイオントップバリュ株式会社です。

商品名は「食物繊維入りヨモギ緑茶」です。

許可番号899号「ヨモギ生活」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては粉末清涼飲料です。

相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

6番目、申請者はイオントップバリュ株式会社です。

商品名は「大豆ココア」です。

許可番号685号「大豆プラスココア」の再許可品でございます。

食品形態といたしましては粉末清涼飲料です。

相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

報告品目は以上でございます。

○田島部会長 ありがとうございます。

いずれも商品名の変更及び申請者、事業者が変わったのですかね。そういうものでございますのでよろしいかと思えますけれども、御意見等はございますでしょうか。

それでは、御報告を承りました。

本日用意した議事は終わりでございます。

《 4. 閉会 》

○田島部会長 事務局から連絡事項などはございますでしょうか。

○事務局 どうもありがとうございました。

次回の部会ですけれども、3月25日月曜日の午後2時からを予定しております。次回まで少し時間があきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○田島部会長 それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。